

# 平成29年分の確定申告書等には個人番号の記載が必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成29年分の確定申告書などにはマイナンバー（個人番号）の記載が必要となりました。

マイナンバー（個人番号）を記載した確定申告書などを税務署へ提出する際には、申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

## ■本人確認を行うときに使用する書類の例

(例1) マイナンバーカード（個人番号カード）の表面および裏面の写し（番号確認および身元確認書類）

(例2) 通知カードの写し（番号確認書類）+運転免許証または公的医療保険の被保険者証の写し（身元確認書類）など

詳しくは熊本国税局のホームページ（[www.nta.go.jp/kumamoto](http://www.nta.go.jp/kumamoto) または 熊本国税局 ）をご覧くださいか、税務署にお尋ねください。

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 Tel 0967(22)0551 ※自動音声案内

## 障害福祉関係助成制度のご案内

制度名	内容	基準等級	助成額（月額）
特別児童扶養手当	1級該当児童とは		
	• 身体障害者手帳2級以上 • 療育手帳A判定 • 精神保健福祉手帳1級 に相当する状態		(1人につき) 51,450円
	2級該当児童とは		
障害児福祉手当	身体や精神、知的に中程度以上の障がいのある20歳未満の子どもを、家庭で監護している父親もしくは、母親または養育者に対して手当を支給する制度	• 身体障害者手帳3級 • 療育手帳B判定 • 精神保健福祉手帳2級 に相当する状態	(1人につき) 34,270円
特別障害者手当	身体や精神、知的に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の障がいのある子どもに対して手当を支給する制度	• 身体障害者2級以上 • 療育手帳A判定 • 精神保健福祉手帳1級 に相当する状態	14,580円
	身体や精神、知的に著しく重度の障がいが2つ以上あてはまる状態であり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の障がいのある人に対して手当を支給する制度	• 身体障害者手帳2級以上 • 療育手帳A1 • 精神保健福祉手帳1級 手帳の等級相当の障がいが複数あてはまる状態または以上の障がいが1つあり、中程度相当の障がいが複数あてはまる状態	26,810円

※これらの手当は、所得制限や受給資格要件がありますので、支給されない場合があります。

※助成の額は平成29年度の額です。助成の額は、毎年改定されます。

※提出された診断書により認定を行うため、障害者手帳の基準等級と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

〈問い合わせ〉住民福祉課 福祉係 Tel (67) 2702